

議題第 2 号

桜川市の区域区分制度を巡るこれまでの経緯について

【 都市計画法の変遷について 】

明治 21 年 東京市区改正条例の制定

大正 7 年 東京市区改正条例の 5 大都市（大阪・名古屋・京都・横浜・神戸）への準用

大正 8 年 旧都市計画法の制定

旧都市計画法は、明治時代以降の都市の近代化に対応するため、市街地建築物法（現在の建築基準法の前身）と合わせて制定

- 【ポイント】① 大臣による都市計画区域の指定
② 用途地域等の地域地区制の創設
③ 土地区画整理事業の制度の創設

昭和 43 年 新都市計画法（現在の都市計画法）の制定

新都市計画法（以下、単に「都市計画法」）は、高度経済成長期の急速な市街化の進展に対応するため、旧都市計画法の廃止及び建築基準法の改正等と合わせて制定

- 【ポイント】① 区域区分制度の創設
② 用途地域等の地域地区制の充実
③ 開発許可制度の創設

平成 12 年 地方分権改革に伴う都市計画法の改正（いわゆる “ 2000 年改正 ”）

社会情勢の変化と分権型社会への移行に対応するため、関係法令と合わせて改正

- 【ポイント】① 都市計画区域マスタープランの創設
② 区域区分の有無について都道府県による選択制を導入
③ 特定用途制限地域制度の導入等地域地区制の更なる充実

平成 18 年 いわゆる “ まちづくり三法 ” の改正

中心市街地の活性化に関する法律、建築基準法と合わせて改正

- 【ポイント】① 大規模集客施設の立地規制
・ 非線引き白地での立地を制限
・ 市街化区域内でも、近隣商業地域・商業地域・準工業地域に限定
② 調整区域における大規模開発許可基準の廃止
・ 人口減少社会の到来に対応し、許可基準を廃止
・ 調整区域で大規模開発を行おうとする場合の対応は、地区計画を定めることに統一。なお、茨城県では地区計画（大規模集客施設立地型）を定めることで、調整区域でも大規模集客施設の立地が可能

【 下館・結城都市計画区域の指定から区域区分の決定・変更までの変遷 】

昭和 24 年 4 月 13 日

旧都市計画法に基づく結城都市計画区域の指定（大臣の指定）

昭和 25 年 7 月 10 日

旧都市計画法に基づく下館都市計画区域の指定（大臣の指定）

昭和 46 年 1 月 20 日

新都市計画法に基づく真壁都市計画区域の指定（知事の指定）

昭和 48 年 9 月 27 日

首都圏整備法に基づく都市開発区域「下館・結城地区」の指定（大臣の指定）
一部の区域を除き、現在の下館・結城都市計画区域とおおむね同様の区域を指定

昭和 49 年 10 月 21 日

下館・結城都市計画区域の指定

昭和 52 年 5 月 16 日

下館・結城都市計画 区域区分の当初決定
市街化区域の面積は、それぞれ 旧真壁町 約 188 ha、旧岩瀬町 約 470 ha、旧大和村 約 155 ha
なお、当時の都市計画法には、附則で“当分の間、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域その他の政令で定める都市計画区域以外の都市計画区域については、適用しない”旨の適用除外の規定が設けられていたが、下館・結城都市計画区域は都市開発区域の指定を受けていたことから、適用除外の対象とならなかったとみられる。

昭和 60 年 6 月 6 日

第 2 回定期見直しにおいて、間中地区（工専／旧岩瀬町）約 1 ha を市街化区域から除外（逆線引き）

平成 元年 4 月 10 日

第 2 回随時編入において、東矢貝地区（工専／旧真壁町）約 32 ha を市街化区域に編入（茨城県開発公社が開発許可を得て造成した“つくば真壁工業団地”関連）

平成 11 年 3 月 30 日

第 4 回随時編入において、羽黒第一地区（一低／旧岩瀬町）等 約 7 ha を市街化区域に編入（現在休止中の羽黒第一土地区画整理事業関連）

平成 13 年 5 月 18 日

「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」（平成 12 年 5 月 19 日法律第 73 号）の施行（いわゆる“2000 年改正”）

平成 16 年 5 月 17 日

第 5 回定期見直しにおいて、人口フレームのみの変更

【 近年の動き 】

平成 21 年 2 月 25 日

桜川市議会が、「調整区域撤廃及び都市計画区域見直しを求める請願」を採択する。

平成 21 年 5 月 11 日

桜川市からの諮問に対し、桜川市都市計画審議会が“区域区分を見直し市の特性を反映させた新たな都市計画を検討すべき”旨の答申を行う。

平成 21 年 6 月 16 日

桜川市議会が、桜川市に対して区域区分の見直しに向けて取組むよう要望する。

平成 21 年 11 月 30 日から平成 22 年 6 月 7 日まで

桜川市と東京大学が共同で設置した「桜川市都市のあり方研究会」において、桜川市の目指す将来都市像について検討を図る。(計 4 回 開催)

平成 22 年 11 月 11 日

桜川市が「桜川市都市のあり方研究会」の検討報告書を受理し、桜川市の目指す将来都市像に一定の方向性が示される。一方、桜川市都市計画審議会からは、区域区分制度自体の評価・検証が必ずしも十分ではないとの指摘がなされる。

平成 23 年 3 月 8 日

桜川市から茨城県都市計画課に「区域区分の要否を協議する場」の設置を求める要望書を提出する。

平成 23 年 7 月 15 日

茨城県都市計画課と桜川市とが共同で勉強会を開催する。このなかで、茨城県都市計画課からは、県土全体の方針として“区域区分制度を維持する”旨の方針が示される。これを受けて、今後、桜川市として専門的見地から区域区分制度の評価・検証を図ることが求められる。

平成 24 年 2 月 24 日

桜川市からの諮問に対し、桜川市都市計画審議会が“区域区分の見直しについて専門的見地からより深く議論を行うために、桜川市都市計画審議会に専門部会を設置する”旨の答申を行う。(桜都計審第 35 号「下館・結城都市計画区域区分の見直しについて(第 1 次答申)」)

平成 24 年 3 月 12 日

桜川市議会で桜川市都市計画審議会条例の改正案(専門部会を設置できる旨の規定追加)が可決される。

平成 24 年 7 月 3 日

専門部会「桜川市都市計画審議会 区域区分制度評価・検証委員会」設置
同日、第一回専門部会の開催



今 後 の 議 論 へ …